

2017年度「再任用」希望者のみなさん、分会・支部のみなさんへ

希望者すべての再任用を実現しましょう

* 分会のみなさんへー職場の対象者の方に渡して下さい

2017年1月6日

北海道高等学校教職員組合連合会

2017年度再任用を希望される教職員のみなさん、明けましておめでとうございます。年が明け、道教委が「選考結果通知」を行うとしている1月になりました。

該当者のみなさんは、どなたも勤務地の指定など心配されていることと思いますが、再任用を含めた2017年度の人事はこれから大づめとなります。

道高教組はこの間、みなさんからのアンケートなどもふまえ、標題の通り「希望者すべての再任用」を求め、秋の賃金交渉や人事要求、2017年度定員教育予算交渉で道教委、人事委員会との交渉を重ねてきましたが、今後の道教委からの勤務校提示への対応など、これからの職場での対応もたいへん重要ですので、改めて留意点をまとめました。

校長への対応を含め、本人はもとより、分会でも以下の諸点について改めて確認し、再任用対象者の支援をお願いします。

必要があれば本部でも担当者が相談にのりますので、職場にの対象者のみなさんに伝え、この手紙をお渡し下さい。

1. 勤務校など、再任用について「早く提示を」求めましょう

勤務地についてすでに校長から示唆された方もいると思われませんが、まったく収入が断たれることにもなりかねない4月以降の生活設計を考えるなら、「早い」提示を求めるのは当然です。

道教委の「要綱」「案内」でも「選考結果」通知を「1月下旬」としていますが、校長から何も話がない場合は、「私の（〇〇さんの）再任用はどうなっているか」と尋ね、早い回答を求めましょう。

もし勤務可能な地域での再任用がなかったときには、私学やハローワークでの職探し、そのほか生活設計を立てなくてはなりませんので、3月になって「希望地には無かった」などというのは許されないことを主張しましょう。「内示を待つ」のではなく、校長にどうなっているかを尋ね、「早く知らせて・・・」と求めることです。

また、この間も「雇用と年金の接続」という再任用制度の趣旨と異なる人事や、「これ以外はない」などとする言い方で「再任用辞退」を強いられた例がありますから、その返答など、経過、「やりとり」は記録し、高教組本部にもお知らせ下さい。

* 道教委の使用者としての再任用責任について一復習です

改めて述べるまでもなく、この再任用は政府による年金支給開始年齢くり延べにより、定年退職後、労働者が全く無収入となるのを避けるため、政府が60歳定年以降も働き続けることを望むすべての労働者の雇用継続のための制度・措置を企業に義務づける法整備（H25.4.1.高年法改正）を行ったことにより実施されるものです。

道高教組は、北海道教育委員会に対し、再任用にあたり以下の措置をとること、あるいは不利益取扱を行ってはならないことを強く求めています。

- ① 希望者全員を採用することが原則であることを確認し、再任用選考申込書において、任用者の側から予め「希望する管内での任用が困難な場合」に「辞退」の回答を求めることはしないこと。
- ② 再任用選考申込書において、希望者の事情（特に遠距離通勤、単身赴任への障害事由）を十分に聴取し、任地決定にあたってはそれを尊重すること。

- ③ 希望者全員を採用するために、教職員定数の改善、必要な定数外措置（大幅な定数増）に、労働組合や教育機関、保護者、道民と一体になって積極的に取り組むこと。
「培った力を生かす」再任用をいっしょに実現させましょう。

2. 「教職505号」による非希望地の強要に対して

道教委は、再任用選考の10月26日の通知でも「再任用の取り扱い」として、平成17年の教職505号教職員課長通知を持ち出し、①原則、基準年数に達した同一校での再任用は行わない、②勤務地以外での任用もある、③原則A地域での再任用は行わない、とくり返しています。

しかし、この通知が発せられた2005年当時は、60歳から年金一部支給があり、63歳になれば満額の年金が支給されていました。その時代の通知を無年金期間が2年間にもおよぶ現在に当てはめ、希望者の再任用を妨げるような人事を行うことが不当なことは言うまでもありません。

また、仮にこの通知を「都市部・郡部の異動促進」の趣旨と認めたとしても、「通知」が言っているのは、あくまで「原則」です。家庭事情や介護・通院の必要その他、社会通念に照らしてやむを得ない事情がある場合は、当然「例外」措置も考慮されるべきですし、定年退職後の「雇用と年金の接続」確保のために行われた閣議決定（H25.3.26）は「定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、希望する職員については再任用するものとする」としているのですから、それが履行されなければなりません。

通知の「原則」だけを言われたら「例外はないんですか?」「使用者としての任用の責任はどうなのですか?」と問うて下さい。

仮に赴任が困難な勤務地の提示を受けた場合も、言われるまま「辞退届け」を提出するのではなく、以上の主張を行って、「勤務できる場所の再提示をお願いします」とあくまでも道教委と管理職に使用者としての任用責任を果たすよう求め続けることが大事です。

「辞退届」は出さずに退職し、その後道立学校で時間講師をしている方もいますし、「例外を広げること」もたかいです。

3. 「自分のため」だけでなく、あとに続く同僚のためにも

高教組と当事者の対策会議では、再任用の権利を裁判で争うことも検討してきました。

校長から「希望地には採用枠がない」と言われても当事者があきらめず、「法的措置（訴訟）も辞さずたたかう」気持ちで校長に対応を求め続け、勤務地が提示された例もあります。

今年の定年退職者（昭和31年生まれ）の年金一部支給開始は62歳ですが、来年の定年退職者は63歳になり、再任用がかなわなければ最大3年間無収入となる可能性があります。

同じく、昭和34年生まれは64歳、36年以降生まれの方は65歳になるまで無年金です。

「後に続く若い同僚のため」にも必要なたたかいです。がんばっていきましょう。（表参照）

年金支給開始年齢表（特別支給部分）

誕生日	定年退職	年金開始
1955/4/2～	2016-17年	62歳
1957/4/2～	2018年3月	63歳
1959/4/2～	2020年3月	64歳
1961/4/2～	2022年3月	65歳

上記の点が基本ですので、その内容について当事者のみなさんが自信を持ってのぞむことが大事です。道教委の法的責任についてまとめた道高教組弁護団の意見書（2014年8月）も高教組ホームページで見ることができます。「培った力を生かせる」再任用実現に力を合わせましょう。お聞きになりたいことがありましたら高教組本部にご連絡下さい。（担当中執：小室）

高教組本部相談窓口 電話 011(231)0816 FAX 011(241)8510

メール kokyoso@dokokyoso.jp ホームページ <http://www.dokokyoso.jp>